

須賀川市

内部情報系システム導入等業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和3年2月

須賀川市総務部行政管理課

本実施要領は、須賀川市内部情報系システム導入等業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で最良な事業者を選定するための方針及び手続について、必要な事項を定めたものである。

1 業務の名称

須賀川市内部情報系システム導入等業務

※内部情報系システムとは次項（1）～（5）を指す。

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大で、行政手続のオンライン化やテレワークなどへの対応が求められていることから、新しい生活様式や働き方改革に対応することを目的とし、下記システムを導入する。導入にあたり、本プロポーザルにより、本市の運用に必要な機能を十分に備えた高品質のシステムを提供し、運用面においても信頼性の高い事業者を選定し本業務の目的達成を目指す。

- (1) 文書管理システム
- (2) 財務会計システム
- (3) 庶務事務システム
- (4) 人事給与システム
- (5) 電子決裁

3 基本方針

本業務で導入するシステムの構築、移行、運用、保守を効率的かつ適正に行うため、下記の方針を定め、事業者を選定する。

- (1) 本市が定めるシステム機能要件及び運用条件等に合致した提案を行い、その提案内容を忠実に履行できる事業者であること。
- (2) 他の自治体における内部情報系システムの導入構築、移行、運用、保守について豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者であること。
- (3) 本市の運用において、十分な知識と経験を有する専門の人員による迅速かつ手厚いサポートを安定的に維持・提供できる事業者であること。
- (4) 提供するシステムは、共通基盤及び統一したインターフェースを備え、シームレスなデータ連携が可能であること。
- (5) 内部情報系システムとして処理するすべての業務フローを電子決裁で処理ができること。
- (6) 財務会計システム及び人事給与システムにおいては、現行システムからのデータ移行を遺漏なく円滑かつ確実に行え、データ真正性や運用上の整合性についてその精度が保証されていること。

- (7) 提供するシステムは、本市の運用方針の変更や制度改正に円滑に対応できるよう、システム改修に柔軟に対応できるシステム・運用体制であること。
- (8) 既存のサブシステム等を継続して運用する業務においては、その互換性を維持できること。
- (9) システムの性能やサポート体制等について適正な価格であること。
- (10) 将来的な自治体クラウドへの移行や、自治体情報システムの標準化・共通化を見据えたシステムを構築すること。

4 業務概要

(1) 業務の仕様及び範囲

「須賀川市内部情報系システム導入等業務に係る基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) システム稼働日

ア 財務会計システム（予算編成） 本稼働予定日：令和3年10月1日

イ 財務会計システム（予算編成以外）及びその他システム本稼働予定日：

令和4年4月1日

ただし、本稼働予定日は業務状況等で変更となる可能性があるため、詳細なスケジュールについては協議の上決定し、受注者は柔軟な稼働日設定が行えること。また、本稼働時においては、システムトラブル等に備え、安全確実な運用が行えるよう、十分な支援体制で臨むこと。

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）は次の金額とする。

ア システム構築費用 198,000 千円

イ システム運用保守費用

(ア) 年額 20,000 千円

(イ) 5年間合計 100,000 千円

※上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、実施要領の配付の日から提案書提出日までの期間で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認書類の提出を求めることがある。

- (1) 令和元・2年度須賀川市競争入札参加資格者名簿において、「物品（販売業）」の区分に登録されている者

- (2) 受注候補者を決定する日までに、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）及び須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 7 月 1 日制定）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は受注者を決定する前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 会社法施行前に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - オ 納めるべき税金を滞納している者
- (4) 企業の情報セキュリティマネジメントシステムが、国際標準規格である「ISO/IEC27001」に準拠していることを証明する ISMS 適合性評価制度の認定を受けている者
- (5) 福島県内自治体又は本市と人口規模が同程度以上ある自治体において、2 の(1) から (5) を統合したシステムの構築についての納入実績がある者

6 プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の配布期間	令和 3 年 2 月 2 日（火）から令和 3 年 2 月 19 日（金）午後 5 時まで
参加表明書提出期限	令和 3 年 2 月 12 日（金）まで
参加資格審査結果通知	令和 3 年 2 月 16 日（火）までに発送
質問書の提出期限	令和 3 年 2 月 19 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 3 年 2 月 26 日（金）までに市ホームページで公表
企画提案書等の提出期限	令和 3 年 3 月 5 日（金）まで
辞退届の提出期限	令和 3 年 3 月 5 日（金）午後 5 時まで
一次審査結果の通知	令和 3 年 3 月 10 日（水）までに発送
二次審査	令和 3 年 3 月 17 日（水）

二次審査結果の通知	決定後速やかに通知
-----------	-----------

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがある。

7 実施要領等の配付

- (1) 配布期間 令和3年2月2日（火）から令和3年2月19日（金）午後5時まで
- (2) 配布場所 須賀川市公式ホームページへ掲示

8 参加表明書の提出方法

(1) 提出物

- ア 参加表明書（様式1）※代表者印を押印したもの
- イ 会社概要（パンフレット可だが10部提出）
- ウ 導入実績調書（様式2）

(2) 提出先：後述の問い合わせ先

(3) 受付期間：令和3年2月2日（火）から令和3年2月12日（金）午後5時まで

(4) 提出方法：簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。

ただし、須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者に限って、持参して提出することができることとし、この場合の受付は、受付期間内の開庁日午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について市はその責めを負わない。

(5) 提出期限

郵送による提出は、令和3年2月12日必着とする。ただし、受付期間内（最終日は午後5時まで）に代表者印を押印した参加表明書（様式1）PDFデータを電子メールで送信し、受信確認された場合に限り、令和3年2月12日消印有効とする。

持参による提出は、令和3年2月12日午後5時までとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

令和3年2月16日（火）までに参加表明者宛てに審査結果を電子メール等により通知する。

(7) 辞退届の提出

参加表明書の提出後、都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり書面により辞退届を提出すること。

- ア 提出期限：令和3年3月5日（金）午後5時まで
- イ 様式：任意
- ウ 提出先：後述の問い合わせ先

9 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり質問書（様式3）を提出すること。

なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

- (1) 提出先：後述の問い合わせ先
- (2) 提出期間：令和3年2月2日（火）から令和3年2月19日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法：質問書（様式3）に記入のうえ、電子メールで提出すること。
- (4) 質問書に対する回答は、令和3年2月26日（金）までに須賀川市公式ホームページにて公表する。
- (5) その他
 - ア 提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けない。
 - イ 審査事項に該当する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。
 - ウ 質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し参加資格を有する事業者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出物
 - ア 企画提案書 正本1部 副本9部
 - イ 機能要件一覧表（別紙1） 正本1部 副本9部
 - ウ 見積書 正本1部※代表者印を押印したもの 副本9部
 - エ 上記3件を収録した媒体CD-ROM 1セット

なお、ファイル形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint、PDF（機能要件一覧表についてはExcel形式）のいずれかとする。

※記載内容は、仕様書等を理解した上で企画提案書等作成要領に基づいて記載すること。
- (2) 提出期限：令和3年3月5日（金）まで
- (3) 提出先：後述の問い合わせ先
- (4) 提出方法

簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。

ただし、須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者に限って、持参して提出することができることとし、この場合の受付は、受付期間内の開庁日午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について市はその責めを負わない。
- (5) 提出期限

郵送による提出は、令和3年3月5日必着とする。

持参による提出は、令和3年3月5日午後5時までとする。

11 審査、評価及び選定

審査及び評価は、本市に設置する「須賀川市内部情報系システム導入等業務に関する提案事業者審査委員会」（以下、「審査会」という。）において、一次審査及び二次審査により行う。なお、評価項目は提案内容評価要領に掲げるものとする。

(1) 一次審査

一次審査は書類審査とし、期日までに提出された企画提案書、機能要件一覧表、見積書等を提案内容評価要領に基づき評価し、評価点の高い上位2者を二次審査対象事業者として選定する。また、企画提案書等の提出が2者を超えない場合は、すべての企画提案をもって二次審査を行う。

(2) 二次審査

二次審査は提出した企画提案書の内容について、オンライン形式によるプレゼンテーションとし、提案内容評価要領に基づき評価する。

ア 実施日：令和3年3月17日（水）

※開始時間等については、一次審査結果通知と併せて通知する。

イ 配分時間：提案説明30分、質疑応答60分

ウ 順番：企画提案書の受付先着順とする。

エ その他：使用アプリケーションは、Microsoft Teams とする。

(3) 受注候補者の選定

一次審査及び二次審査の評価結果に基づき、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を受注候補者として選定する。

12 契約に関する特記事項

(1) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書及び機能要件一覧表と併せて契約時の仕様として取り扱う。また、仕様書及び機能要件一覧表に規定された要件に係る追加提案等については、受注後に追加費用を伴わず実施する意思があるものと解する。

ただし、事業の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、事業者との協議を経て、項目の追加、変更若しくは削除又は見積金額等の変更を行うことがある。

(2) 契約締結交渉

受注候補者に選定された事業者と本市は、契約締結交渉を行う。なお、この交渉に参加した事業者が辞退した場合は、次点候補者と交渉を行う。

なお、本市は、交渉が成立した事業者を受注者とする。

(3) その他

契約についての詳細な手続は、法令及び本市の規則等の定めるところにより、別途指示する。

13 失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、本市職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき
- (6) 提案書等の提出期限以降において、須賀川市競争入札参加資格者指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) 二次審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

14 その他

- (1) 事業者は、一つの提案のみを行うこと。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申立てを行うことはできない。
- (4) 本業務の提案に要する一切の経費は、事業者の負担とする。
- (5) 本市から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに応じること。
- (6) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者へ通知する。
- (7) 次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
 - ア 本実施要領に示した参加資格要件に適合しない事業者が行った提案
 - イ 提出書類等に虚偽の記載がある提案
 - ウ その他本実施要領で示した内容に適合しない提案
- (8) 提案事業者が 1 事業者の場合は、規定の審査を経た上で審査会の協議により受注候補者とするか決定する。
- (9) 提出された企画提案書等について、須賀川市情報公開条例（平成 10 年須賀川市条例第 16 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

15 問い合わせ先

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135

須賀川市総務部行政管理課 担当：渡邊・鈴木

電話：0248-88-9114（直通）

電子メール：joho@city.sukagawa.fukushima.jp

須賀川市公式ホームページURL：<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

【別紙及び様式】

別紙1 「機能要件一覧表」

別紙2 「システム構成概要図」

別紙3-1 「一次評価表」

別紙3-2 「二次評価表」

様式1 「参加表明書」

様式2 「導入実績調書」

様式3 「質問書」

様式4-1 「見積書」

様式4-2 「システム構築見積明細書」

様式4-3 「システム運用保守費用見積明細書」